

### 13 通信・放送

列部門	7311-01	郵便
行部門	7311-011	郵便

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類461「郵便業」の活動を範囲とする。

ISIC: 「6411 国営郵便業」

(品目例示)

通常郵便物, 小包郵便物

(注意点)

郵便に係る郵政本省及び地方郵政局等の活動も本部門に含まれる。

列部門	7312-01	国内電気通信 (除移動通信)
行部門	7312-011	国内電気通信 (除移動通信)

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業 (有線放送電話業を除く)」のうち, 細分類4713「移動通信業」を除いた活動を範囲とする。

ISIC: 「6420 通信業」

(品目例示)

電話, 電信, 電報, 専用等

(変更点)

平成2年表の列・行部門「7312-01, -011国内電気通信」を分割

(注意点)

本部門には, NTTデータ通信の行うデータ通信の活動も含まれる。

官公庁, 電力, 鉄道, 航空, 船舶等の自営の電信, 電話等は本部門に含めない。

列部門	7312-02	移動通信
行部門	7312-021	移動通信

(郵政省)

日本標準産業分類の細分類4713「移動通信業」の活動を範囲とする。

ISIC: 「6420 通信業」

(品目例示)

自動車・携帯電話, PHS, 無線呼出し, 簡易陸上移動無線電話, 船舶電話, 空港無線電話

(変更点)

平成2年表の列・行部門「7312-01, -011国内電気通信」を分割

列部門	7312-03	国際電気通信
行部門	7312-031	国際電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「国際電気通信業」の活動を範囲とする。

ISIC: 「6420 通信業」

(品目例示)

国際電報, 国際電話, 国際電信, 国際専用等

(注意点)

本部門には, KDDの行う国際データ通信の活動も含まれる。

官公庁, 電力, 鉄道, 航空, 船舶等の自営の電信, 電話等は本部門に含めない。

列部門	7319-09	その他の通信サービス
行部門	7319-099	その他の通信サービス

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類462「郵便受託業」, 473「有線放送電話業」及び474「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

ISIC: 「6420 通信業」

(品目例示)

有線放送電話, 移動無線, 漁業無線, 移動通信の受託業務, 郵便切手類販売所 (手数料), 電話加入権取引業 (賃貸を含む)

列部門	7321-01	公共放送
行部門	7321-011	公共放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類811「公共放送業 (有線放送業を除く)」の活動を範囲とする。

ISIC: 「9213 ラジオ・テレビジョン放送業」

〔品目例示〕

日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

〔注意点〕

日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列部門	7321-02	民間放送
行部門	7321-021	民間放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類812「民間放送業（有線放送業を除く）」の活動を範囲とする。

I S I C : 「9213 ラジオ・テレビジョン放送業」

〔品目例示〕

主として広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

列部門	7321-03	有線放送
行部門	7321-031	有線放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類813「有線放送業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「6420 通信業」

〔品目例示〕

有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

## 14 公 務

列部門	8111-01	公務（中央）★★
行部門	8111-011	公務（中央）★★

(経済企画庁)

おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

I S I C : 「7511 一般（全体）公務」

〔例示〕

第1部別表4「平成7年（1995年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

〔注意点〕

自衛隊の活動も本部門に含まれる。

列部門	8112-01	公務（地方）★★
行部門	8112-011	公務（地方）★★

(経済企画庁)

おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

I S I C : 「7511 一般（全体）公務」

〔例示〕

第1部別表4「平成7年（1995年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。